

平成29年2月15日

## 公 告

防衛省共済組合帯広支部

支部長 河木 邦夫

陸上自衛隊帯広駐屯地における喫茶の設置及び経営の業者を下記に記載する条件に従い公募する。

## 記

## 1 公募に付する事項

## (1) 設置業種

| 区 分 | 設置数 | 場 所    |
|-----|-----|--------|
| 喫 茶 | 1   | 厚生センター |

## (2) 契約期間

平成29年9月1日(予定)～平成30年3月31日までの7ヶ月間とする。

ただし、契約期間満了後も引続き経営を希望する場合で、支部長が必要と判断した場合は、1年間更新するものとし、5年以内の適宜の時期に経営委託業者の見直しを実施した場合は、契約を終了とする。

なお、新規出店業者による店内改装、備品整備等については、契約期間内に行うことを原則とする。

## 2 応募資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者で、かつ、(3)～(13)に該当する者とする。

## (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有している者

## (2) 次のア、イに該当する者

ア 営業に必要な許可証等を保有していること、又は内定後、速やかに取得可能なこと。

イ 良好な経営実績があること。

## (3) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

## (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

## (5) 「6 募集要領・仕様書説明会」及び「7 現場説明会」に参加した者

## (6) 共通仕様書及び個別仕様書の全記載事項を遵守できること。

## (7) 防衛省共済組合帯広支部経営委託契約書の全記載事項を遵守できること。

## (8) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をい

う。以下同じ。)ではないこと。

- (9) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (13) 暴力団又は暴力団員及び(9)から(12)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

### 3 管理手数料

- (1) 経営期間が1会計年度を経過していない場合
  - ア 各月売上額が30万円未満は、免除
  - イ 各月売上額が30万円以上40万円未満は、売上額の1%
  - ウ 各月売上額が40万円以上50万円未満は、売上額の2%
  - エ 各月売上額が50万円以上60万円未満は、売上額の3%
  - オ 各月売上額が60万円以上70万円未満は、売上額の4%
  - カ 売上額が70万円以上は、売上額の5%
- (2) 経営期間が1会計年度を経過している場合
  - ア 前年度の売上額が360万円未満は、免除
  - イ 前年度の売上額が360万円以上480万円未満は、売上額の1%を12回払
  - ウ 前年度の売上額が480万円以上600万円未満は、売上額の2%を12回払
  - エ 前年度の売上額が600万円以上720万円未満は、売上額の3%を12回払
  - オ 前年度の売上額が720万円以上840万円未満は、売上額の4%を12回払
  - カ 前年度の売上額が840万円以上は、売上額の5%を12回払

### 4 設置施設の所在地及び名称

北海道帯広市南町南7線31番地 陸上自衛隊帯広駐屯地内厚生センター

### 5 公告(掲示)期間

平成29年2月15日(水)～平成29年3月14日(火)

### 6 募集要領・仕様書説明会

#### (1) 実施要領

参加希望者(各業者2名以内)は、平成29年3月14日(火)17時までには会社(業者)名、参加者及び連絡先電話番号を付紙「業者説明会参加申込書」に記載し、防衛省共済組合帯広支部にFAXで通知されたい。(この際、着信の有無をアの問い合わせ先に確認すること。)

当日に募集要領・仕様書を参加者に配布し、共済組合が説明する。  
なお、本説明会に参加しない者は、公募に参加できないものとする。

ア 問い合わせ先

防衛省共済組合帯広支部 0155-48-5121 (内線 2451 藤田)

イ FAX送付先

防衛省共済組合帯広支部 共済班長宛 0155-48-5121 (内線 3863)

(2) 日 時

平成29年3月15日(水) 10時00分

(3) 場 所

帯広駐屯地厚生センター中央ホール

(4) 携行品

印鑑(シャチハタ不可)

7 現場説明会

(1) 実施要領

募集要領・仕様書説明会に引続き実施する。なお、現場説明会に参加しない者は公募に参加できないものとする。

(2) 日 時

平成29年3月15日(水) 11時00分

(3) 場 所

帯広駐屯地厚生センター

(4) 携行品

「6 募集要領・仕様書説明会」で配布する資料

8 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

### 業者説明会参加申込書

| 会社(業者)名 | 参加者名 | 連絡先電話番号 |
|---------|------|---------|
|         |      |         |
|         |      |         |